

令和4年第1回町議会定例会会議の経過（3月16日）

議長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

それでは、日程第1、議案第7号 山北町空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託してありましたので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号2番、山崎政司総務環境常任委員長。

2 番 山 崎 おはようございます。

それでは、総務環境常任委員会のほうに付託されました案件につきまして、ただいまより御報告申し上げます。

令和4年3月11日、午後2時40分から役場401会議室において、委員7名及び副町長並びに環境課長の出席を得て総務環境常任委員会を開催し、令和4年3月10日の本会議で当委員会に付託された、議案第7号、山北町空家等の適正管理に関する条例の制定についてを審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

環境課長から補足説明の後、質疑に入りました。

石田委員。条例制定によるポイントは何か。

環境課長。新規条例であります、ポイントとしては三つあります。1つ目は、法定協議会を設置することです。空き家対策はケースによってかなり込み入った状況になりますので、法律の専門家また不動産の専門家等で構成する法定協議会を設置して、意見を聞きながら進めていきたいと考えております。2つ目のポイントは、安全代行措置の規定です。こちらは、特定空家等を解消するための対策です。3つ目は、町が緊急に行う緊急措置の規定です。これは、町が直接軽微なものを本人の財産を侵害しない軽微なものについて町が緊急で措置を行うものを規定するものです。この三つが今回の条例のポイントです。

石田委員。軽微な緊急措置ができるということだが、軽微なものに関して

は特定空家に認定しなくても、町として措置が必要だと判断したらできるということによいのか。

環境課長。緊急を要するもので軽微なものについては、本来は所有者がやるべきことですが、町が緊急で代行するということです。かかる費用等については追跡調査をしながら、その所有者や管理者等に請求をしていきたいと考えております。

瀬戸顯弘委員。第5条の法定協議会において、議員10人以内をもって構成するとあるが、委員はどのようなメンバーを想定しているのか。特に今回の場合には相当専門的な内容になると思うので、議員を選定するに当たって、従来の町の様々な審議会や会議等の委員等、メンバーを相当セレクトしなければならない状況と思うので確認したい。

環境課長。協議会の構成メンバーですが、町としては、町長、大学の教授、弁護士、司法書士、宅地建物取引士、建築士、それに加えて消防関係または警察等を考えています。なお、法第7条第2項では市町村議会議員も構成メンバーとなっています。町としては、今後の状況の中で検討していきたいと考えています。

瀬戸顯弘委員。私は、わざわざ法定協議会に議員を入れる必要はないと思う。あくまでも第三者的な立場でもって、その家が本来住民や隣近所に対していいか悪いかを判断するのであって、専門的な知見のある人を中心に選んでほしいと思う。議員に付度する必要はないと思う。

副町長。第5条では、法第7条の規定に基づき協議会を置くものと規定しています。これは、法第7条第2項で示されているものの中から構成するものの、実際にこのとおりになるというわけではないということです。

瀬戸顯弘委員。十分分かるのだが、まずやはり議員を入れたことによってかえって違った方向にいく可能性があるため、議員は入れないほうが良いと考えている。あくまでも弁護士、土地家屋調査士、司法書士など、法律に関する人、建物に詳しい人、技術的にこの家はいいのかあるいは倒壊するのかわからないのか、そういう技術的な人を中心にしてメンバーを構成して、適正に判断していただいたほうが良いと思う。

環境課長。今の御意見等を参考に、しっかり対応していきたい。

瀬戸恵津子委員。第9条の安全代行措置について、所有者等の支払い能力がない方に対してはどのようにしていくのか伺いたい。

環境課長。本来であれば、条例の中では所有者と町が合意の上でやる制度という考え方です。当然返済見込みがあるということが条例適用の前提ではあるが、合致しない部分も出てきます。こういう案件等に対しては、法定協議会等に図りながら、専門家の意見を聞いた中で適宜ケースによって対応を考えていきたい。

瀬戸伸二委員。緊急措置の規定について、所有者が不明だという場合、それに関しても法定協議会の判断をもって行うということになるのか、それとも町が先行して行うのか。

環境課長。緊急措置については、軽微なものを想定しています。状況にもよりますが、町が現地確認をしてその場で対応できるものと考えています。措置実施後の報告等については、法定協議会に行いながら進めていきたいと考えております。なお軽微な措置では済まない事案については、まずは環境課で状況を確認しつつ、ケース・バイ・ケースで法定協議会に相談したりするという事です。

瀬戸伸二委員。その場合の経費の負担については、所有者が見つからなければ当然町の負担になると思うが、どのように考えているか。

環境課長。緊急措置について、本来は相手に求めたいところではありますが、相手が分からない場合については公費で対応せざるを得ないことになります。ただ、あくまでも軽微な最小限度の措置ということで考えています。例えば、トタンが飛んでしまうときにくぎで打つなど、軽微なものでそれほど大きな金額はかからないものと考えています。また、先進地の話を伺う中でも、1,000円から2,000円の材料で止めるといったレベルの対応をしていると聞いていますので、町としてもこのような軽微な最小限度の対応をするものと考えています。

堀口委員。町なかを歩くと傷んだ家が散見される状況だが、現状として件数はどの程度あるのか。

環境課長。現在、環境課では31件把握しています。これは平成29年の調査と、苦情による町への報告の中で職員が現地確認したものです。令和2年度

に対応した件数は13件で、そのうち解決したのが4件、指導継続中が4件となっています。近隣住民等から情報をいただく中では、緊急で今すぐに対策しなければならないような案件は、環境課としては今現在ないものと認識しています。

石田委員。以前の説明では所有者不明空き家が13件ということだったが、今説明のあった31件については所有者不明空き家ということではなくて、空き家ということによいか。

環境課長。管理されていない空き家であろうと町で判断した物件数です。

瀬戸伸二委員。その中で所有者が分からない家は何件か。

環境課長。5件あります。これらは所有者が分からないもしくは既に亡くなっている事案で、現在権利者の調査中ですが、三親等まで追跡する必要があるため時間を要しています。

遠藤委員。緊急措置のことについて、先ほど軽微な措置を行うとの話があったが、損壊の程度がひどく危ない事案に対してはどうするのか。

環境課長。所有者不明空き家で軽微なものについては町がやりますが、そうでない場合について、法定協議会を立ち上げるには時間がかかります。空家特措法とは別に、例えば、関連する災害対策基本法第62条では市町村長による緊急措置義務があります。また、消防法第5条でも災害対策のための命令をすることができるといった規定があります。特措法や条例だけでなく、関連法令及び関係機関等と調整しながら対応をしていきたい。

瀬戸顯弘委員。第10条第3項では、当該空き家等の所有者を確知することができないとき、または当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでないとするが、公告のようなものをする予定はあるのか。

環境課長。実際には、相手が確知できない部分になってしまうので、それ以上所有者を追跡することは難しいと考えています。ただ、このような案件については、一律に全てが当てはまる事例はないため、法定協議会の専門家の意見を聞きながら、どういう対応がいいのかケース・バイ・ケースで進めていきたい。

瀬戸顯弘委員。町が空き家を壊したり立木を伐採したりするときには、相手がいらない、または分からないケースが多いと思うが、措置に要する費用は

当然あるわけである。これに係る時効は存在するのか。

環境課長。現時点で時効に関する資料は手元にありませんが、法定協議会等で弁護士等の専門的な意見を踏まえて対応していきたい。

以上で質疑を終了し、議案第7号、山北町空家等の適正管理に関する条例の制定については、全員賛成で了承されました。

以上をもちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第7号に係る審議結果についての報告を終了いたします。

以上です。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第7号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第8号 山北町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託をしてありましたので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号2番、山崎政司総務環境常任委員長。

2 番 山 崎 それでは、引き続きまして、議案第8号につきまして御報告申し上げます。

令和4年3月11日、午後3時05分から役場401会議室において、委員7名及び副町長並びに商工観光課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和4年3月10日の本会議で当委員会に付託された、議案第8号、山北町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

商工観光課から補足説明の後、質疑に入りました。

石田委員。第一種区域、第二種区域、環境施設という用語について説明願いたい。

商工観光課長。まず、第一種区域と第二種区域につきましては、条文の第3条に記載されています。工業系地域につきましては第二種区域となり、第一種区域は、工業系地域以外の住居系や商業系、都市計画区域内の用途地域の指定がされていないエリアとしております。環境施設につきましては、緑地以外の環境施設として、工場立地法施行規則に挙げられている施設が該当となります。

石田委員。文言については理解できた。この条例が対象となる施設の規模と、町内に対象となる施設がどれくらいあるのか。

商工観光課長。対象となる工場について、業種については、製造業、電気・ガスの熱供給業です。規模については、施設面積が9,000平米以上、または建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上であり、比較的大きな工場が該当することになります。神奈川県資料によると、町内に6事業者あり、大きく分けると、岸地区の工業地域、平山の工業団地エリア、諸淵の工業団地の中の事業者も含まれています。

瀬戸恵津子委員。第3条の表の見方について、近隣商業地域、商業地域、並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域と併せて、第二種区域と呼ばれている場所について、具体的にどの辺りか。

商工観光課長。分かりやすい場所から説明しますと、工業地域に指定されている場所は、岸の斑目辺りが工業地域に該当します。商業地域系は、山北駅の北側周辺のエリアになります。第一種の住居地域は、岸、向原、山北のいわゆる住宅が多くあるところです。第一種中高層住居専用地域につきましては、丸山の南側等です。住宅等があるところについては、都市計画でいうところの住居専用地域になっていますが、都市計画区域の中でも中心から外れているエリアが、用途地域に指定のないエリアと御理解いただければと思います。

瀬戸恵津子委員。第3条第2項に、地区計画の区域について別に定めがあ

るときは適用しないとあるが、地区計画はどの程度あるのか。

商工観光課長。地区計画は現在五つあります。そのうち、工業関係では、ぐみの木地区、平山地区、丸山地区となっています。それ以外は、住居系や事務所系です。

瀬戸恵津子委員。適用しないということは、緑化率などの数字が違ってくるとのことか。

商工観光課長。地区計画において緑化率の記載がある場合、そちらを適用するということです。地区計画において緑化率の記載がない場合には、今回提案している工業立地法の準則条例の内容が適用されます。

堀口委員。確認となるが、地区計画の区域外については、神奈川県の規定と同じということか。

商工観光課長。地区計画の区域外については、準則条例が適用されるという内容です。

瀬戸副委員長。従前の県の基準ではなく、町独自の緑化率を定めることは可能か。

商工観光課長。緑化率の引下げ、または、引き上げるべき何らかの要因があれば、町の条例ですので見直しは可能です。しかし、見直す場合には相当の理由が必要だと考えます。例えば、このエリアを工業系地域として発展させるという決定があれば、理解は得やすいと思います。逆に、山北町は自然豊かな町であるため等の意見が出る可能性もあります。

以上で質疑を終了し、議案第8号、山北町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、全員賛成で了承されました。

以上をもちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第8号に係る審査結果についての報告を終了いたします。

議長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第8号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第8号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。
日程第3、議案第9号 山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第9号 山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、空き家等の適切な管理の促進を図ることを目的として、山北町空き家等対策協議会を山北町附属機関とするため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 それでは、議案第9号 山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、空き家等の適切な管理の促進を図ることを目的として、先ほど議決いただきました山北町空き家等の適正管理に関する条例第5条で規定する、山北町空き家等対策協議会を山北町附属機関として位置づけるため条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

3枚目の新旧対照表の2ページ目を御覧ください。

別表、第2条関係につきまして、山北町新東名高速道路対策協議会の後に、山北町空き家等対策協議会を加えるものです。

担任する事項は、空き家等の適正管理に関する事項となります。

それでは、議案の2枚目にお戻りください。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第9号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第9号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第9号は、原案どおり可決されました。

日程第4、議案第23号 令和4年度山北町一般会計予算について議題いたします。

本件及び日程第5、議案第24号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第14、議案第33号 令和4年度山北町水道事業会計予算までは予算特別委員会に付託してありましたので、予算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いします。

議席番号13番、石田照子予算特別委員会委員長。

13 番 石 田 予算特別委員会審査報告書。

一般会計、特別会計、水道会計。

令和4年3月11日、14日の両日、午前9時から議場において、委員13名及び議長、町長、副町長、教育長、関係課長等の出席を得て、令和4年3月7日並びに8日の本会議で当委員会に付託された、議案第23号から議案第33号について審査しましたので、その審査経過並びに結果を報告いたします。

初めに、審査結果について報告いたします。

議案第23号、令和4年度山北町一般会計予算については、賛成多数で可決

すべきものと決しました。

議案第24号、令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第25号、令和4年度山北町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第26号、令和4年度山北町下水道事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第27号、令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第28号、令和4年度山北町山北財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第29号、令和4年度山北町共和財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第30号、令和4年度山北町三保財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第31号、令和4年度山北町介護保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第32号、令和4年度山北町商品券特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第33号、令和4年度山北町水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、審査における主な質疑等について報告をします。

初めに、総務環境常任委員会所管における一般会計について報告いたします。

1、委員。4月から新たな役場組織がスタートする。改めて、町長の思いを伺う。

町。スマートインターチェンジが設置されることによって山北町も大きく変わってくると思う。供用開始までにインフラ整備や防災体制をしっかりと構築することで、訪れた方々に喜んでいただけるような取組を進めていきたい。

2、委員。スマートインターチェンジ周辺土地利用構想関連事業について

は、当初の説明では、周辺5キロ圏内の構想であるが、そうすると丹沢湖周辺やつぶらの公園、砂利採取跡地などが範囲に入ってくる。今後、利用範囲や工程等、供用開始に合わせて早い時期に整備ができるようスピード感を持って検討していただきたい。

町。庁内会議で優先的に進めているのが、ゲート空間の演出やウエルカムサインの設置、造成のり面への植栽、道の駅やオアシス公園の関係についての検討である。さらには、土地利用構想の中に示されている大野山からの眺望スポットの整備や、旧清水小中学校跡地の利活用、道の駅とふれあいビレッジの連絡通路など順次進めていく。

3、委員。総合計画策定事業では、第5次総合計画の進捗状況を精査し、第6次総合計画の策定に取り組んでいくべきだが、第6次総合計画では、どのような内容を重点として策定していく考えか。

町。様々な課題に取り組むとともに、令和4年度から始まるゼロ歳から15歳までの一貫教育や防災の関係を積極的に進めていく。

4、委員。町としてSDGsへの取組も進めるべきではないか。

町。町有地である旧清水診療所の未利用地にコミュニティーや防災の拠点として、太陽光発電を検討している民間事業者の応募があった。SDGsへのよい取組であり、町としても協力しながら進めていきたい。

5、委員。簡易水道事業の清水・三保地区の新たな水源の探査とはどのような事業なのか。また、共和・清水東部簡易水道事業とはどのような事業か。ライフラインは重要であるため、山間地域で安心して生活が送れるよう事業を進めていただきたい。

町。井戸水源に変えられないか調査をする。井戸水源にすることで水源の管理がしやすくなり、安定した給水につなげられる。また、野背開戸地区と都夫良野地区については、湯触地区まで水道管が来ている清水東部簡易水道に接続し、安定した給水を図りたいと考えている。

6、委員。防災設備等維持管理事業では、防災行政無線のデジタル化に伴い、現在使用している戸別受信機が使用できなくなる。買い替えに対する助成をしていただきたい。

町。令和4年11月以降もアナログ波が使用可能であるため、現在各家庭で

設置しているアナログ対応の戸別受信機のデジタル化は、令和5年度から助成する計画となっている。

7、委員。デマンドタクシー事業は、令和3年度の試行運行のデータを活用し改善に努めていただくとともに、運行方法についても検討していただきたい。

町。令和3年、デマンドタクシーの試行運行を実施した。本年2月に実施したアンケートでは9割の方が満足されている。また、改善点としては、町外の医療機関への運行と、休日運行を希望する意見があった。令和4年度は、町外への運行について検討していく。運行形態は定時定路線や要望のあった通勤通学時間帯の運行などを検討していく。

8、委員。旧ビジターセンターは5年間の借地料を県が負担していたと思うがどうか。毎年、維持管理費に約100万円の支出が生じている。次のステップへ進める必要があるのではないか。

町。5年間の県負担は過ぎたため、現在は企画調整事業の土地借り上げ料から支出している。現状では利活用が難しい状況になっているが、今後はふれあいランドも含めて検討していきたい。

9、委員。足柄上地区食肉処理加工施設の費用に約100万円が計上されている。どのような効果を見込んでいるのか。

町。令和4年度中に松田町に完成予定の処理施設の利用料が1回3,000円かかるので、2,000円を町で補助する。また5町の協定で建設費や運営費を分担することになっている。

10、委員。足柄上地区のごみ処理広域化の予算は。また、進捗状況はどうか。

町。あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議負担金として計上している。令和4年度は焼却方式や余熱利用等について検討し、国の補助金を受けるための地域計画を作成していく。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について報告します。

1、委員。みずかみテラスの入居は9月1日からの予定であるが、募集のスケジュールと方法はどうか考えるのか。

町。6月1日から申込みを開始したいと考えており、それに向けて5月中

旬には募集に向けた広報をしていきたい。広く募集をかけるため、4月初めには6月から募集する旨を町の広報や事業者の方でも全国的な不動産サイトに情報を掲載しながら情報発信していこうと考えている。

2、委員。放課後児童クラブの運営が民間委託され半年が過ぎようとしている。委託による子どもたちや保護者の反応はどうか。また、新1年生が児童クラブの生活に慣れるまで支援員の負担は大きく、支援が必要なお子さんも多くなっている。きめ細やかな配慮をしていただきたい。

町。所属していた園の先生から、ふだんのお子さんの様子を児童クラブと共有し対応している。2月に保護者に向けてアンケート調査を実施したところ、よいという反応が多かった。また、委託したことにより、町単独ではできない他施設とのリモート交流など、委託をしたメリットが出てきている。

3、委員。避難行動要支援者支援事業だが、高齢者独居や障害者独居の方の増加により、障害の程度による様々な支援が必要な重要な事業である。予算をしっかりと確保し、取りこぼしのない支援をしていただきたい。

町。名簿は、自治会・消防・民生委員が情報共有している。使用目的は、大規模災害が起きた際に避難が遅れないよう救助に駆けつけるもので、個別計画もあり、視覚や聴覚障害がある方などの情報も入っている。令和4年度は現登録者の現状確認をしていきたいと考えている。

4、委員。生活困窮世帯支援事業について、13万円の積算根拠は。また、生活困窮者にこの制度を知ってもらえるよう周知をしていただきたい。

町。食料品はNPO法人が豊富に支援してくれるので、町では米や離乳食などNPO法人から支給されないものを購入予定だったが、米を含めかなり豊富に支給してもらえたため、この4年度の予算としてはこの程度で十分であると考えている。この事業は生活状況を把握し、生活困窮から脱却するための支援につなげることを目的としており、ただ単に食料を配っておしまいではなく、その先を見据えた支援をしていくことが必要だと考えている。

5、委員。母子保健事業の産後ケアの内容はどのようなものなのか。助産師が1か月後に訪問しているのは以前から行われているが、もう一歩進んで、産後鬱を少しでも改善していくという考え方を持って、せっかく生まれたお子さんを鬱で育てられないということがないよう、しっかりと支援につなげ

ていただきたい。

町。助産師と保健師が産後の方を家庭訪問し、状況を確認、育児に関するアドバイスやサポートを行う事業である。子育てに不安を抱えている方の要望に応じていける事業にしていく。

6、委員。基幹相談支援センターの予算について説明をいただきたい。障害者の当事者団体が解散して、3障がいの皆さんのよりどころがないと聞く、一層の支援を行っていただきたい。

町。基幹相談センターは福祉課に設置する。福祉課には設置の際に必要な専門資格を持った職員がいる。令和4年度は他の専門職員の研修旅費や負担金を計上している。ワンストップで障害者の相談に対応していく。

7、委員。パートナーシップ宣誓制度事業は令和4年度からの新たな事業であるが、制度ができて終わりではなく、性的マイノリティーの方が社会の中で認知され、暮らしやすくなるよう一層の支援をしていただきたい。

町。行政の役割は、カミングアウトしても普通に受け入れられる社会をつくっていくことだと考えている。国や県、1市5町で連携し、啓発を行っていききたい。

8、委員、子育てにやさしいまちづくりを推進する上で、完全給食の実施に向け努力していただきたい。実施までのスケジュールを示されたい。また、米は町内産を使用していただきたい。

町、世界的な半導体の供給不足により、食器消毒保管庫の納品が遅れる可能性があるが、遅くとも7月までには始められると思う。米は地産地消に取り組んでいきたい。

9、委員、家庭教育支援事業で行うブックスタート事業の新たな取組について伺いたい。

町、本事業は、年齢を3段階に分けて、1回目はブックスタートとして6、7か月健診時、2回目はセカンドブックとして3歳児健診時、3回目はサードブックとして小学校入学時にブックリストから選んだ好きな本をお渡しするものである。

10、委員、ICT支援員について、来年度、GIGAスクール構想実現に向けた予定は。一貫教育を進めていく上で、ICT機器の活用については小

学校と中学校の連携を図られているのか。

町、今年度からＩＣＴ支援員を小・中学校それぞれに週１回ずつ配置し、機器の使い方や活用方法、授業参加によるサポートなどを行っている。来年度は、機器の使用方法等については慣れてきたため、学校の意向も聞き、月２回ずつ配置する予定。一貫教育・保育の基本方針が策定され、今後はさらに小・中学校の連携が図られるものと考えている。

11、委員、体育施設整備事業について、旧山北体育館跡地が現在駐車場になっている。実施に向けた具体的な計画は。また、施設建設の際には、町・県内産の木材を利用していきたい。

町、本来ですと、今年度中に実施設計を行う予定だったが、コロナ禍における世界的な半導体不足やウッドショックなどにより計画を見送った。また、来年度についても状況の好転が見込めないため、当初予算には計上しなかった。町・県内産木材の活用は前向きに検討する。

続いて、特別会計について報告します。

1、委員、下水道事業は、令和６年度から公営企業会計へ移行するための準備を進めているが、準備内容について伺いたい。また、人口減少の中、単独企業として運営していくための経営努力をしていただきたい。

町、現在、下水道資産の整理に取り組んでいる。また、条例の整備を令和４、５年で行う予定。公営企業会計では、一般会計からの基準外繰入は基本的にはできなくなるため、下水道使用料は上がるのではないかと危惧している。

2、委員、町設置型浄化槽事業の水源環境保全再生補助金事業は令和８年度で終了するが、その後の事業運営について、県へしっかり働きかけていただきたい。

町、本事業を実施している自治体は、県内では山北町と相模原市であり、共同で県へ働きかけるよう調整を進めていく。神奈川県が水源地域の水環境の改善を図りたいとして始めた事業なので、今後、県へ働きかけが必要と考えている。

3、委員、水道事業の運営審議会は料金改定時に開催すると思うが、水道運営審議会事務支援業務で資料作成を委託し、審議会を開くということか。

町、運営審議会では、料金の改定だけではなく、現在の経営状況を見ていただくことも必要であるため、資料を作成し、審議会を開きたいと考えている。

4、委員、国民健康保険の歳入、一般会計繰入金については法定内繰入か。令和2年度決算の補正では最終的に一般会計から繰入れされたが、令和4年度はどのように考えているのか。また、生活習慣病重症化予防や健診の促進、早期発見と早期治療で医療費を抑える努力をしていただきたい。

町、法定内繰入である。今年度、県からの借入れが全て償還できたことで、財政的な難しさはなくなった。今後は、適正な国保税について検討の必要がある。また、健康でいていただくためには健診も必要であり、積極的に受診していただくとともに、ジェネリック医薬品を積極的に利用していただくなど、費用をなるべく抑えていただくための通知をしていく。

5、委員、介護保険事業は一般会計からの繰入れが2億円は超えている。前年度からも1,200万円ほど増えており、介護保険の事業費が今後も増えていくことは予想できる。特定入所者介護サービス費をさらに減額できるのではないか。

町、状況により増加することもあると考えられるので、この金額で計上した。場合によっては、年度末に減額することもあると考えられる。

以上で報告を終わります。

議 長 付託議案に対する予算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。

初めに、日程第4、議案第23号 令和4年度山北町一般会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第23号について、討論のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 12番、富田陽子です。

議案第23号 令和4年度一般会計予算案について、反対の立場から討論いたします。

全体としては賛成ですが、以下の2点において疑問が残るため反対いたします。

まず1点目は、都市公園等維持管理事業内のD52延伸に向けての公園整備に対する事業費についてです。

主に一般財源で整備するとのことですが、関係人口を増やすためにD52を延伸するのであれば、一般財源ではなく、補助金や民間財源を活用するべきではないでしょうか。

町民への還元として、D52運転を運転できるとありましたが、果たして、それが福祉の向上や住民の利益につながるのでしょうか。

一方では、ライフラインの一つであるエネルギー、新たな取組である再生可能エネルギーの一つであるマイクロ水力発電については民間活力を利用されるとのことですが、町民から集めた税金を主とした一般財源は、町民の福祉、生活に直近するものに最優先に使っていただきたいと思っています。

そして、この整備から考えられる不安材料として、コロナの収束が見通せない中、駅周辺のイベントは中止続きで、果たして延伸しても、今後D52運転のイベントは開催できるのでしょうか。経済効果は見込めるのでしょうか。ウッドショック等、世界情勢が不安定な状況で、体育施設の建設もいつになるか分からない中、延伸に向けた工事は見通しが立つのでしょうか。

4期目の出馬表明に当たり、D52の文字はありませんでした。D52の延伸を活用したまちづくりのビジョンが見えてきません。30メートルの延伸をすることが最終の目標になっていないのでしょうか。D52を延伸するのであれば、もっとその先のD52を活用したまちづくりのビジョンが見えてもいいはずで

す。

例えば、鉄道ファンがキュンキュンするような、町なかの仕掛けやグッズの開発、何度も訪れたいくなるような博物館、あるいは森林を活用して森林鉄道を走らせたりするような経済効果が見込める将来的展望があり、それにより、民間が出資、協賛してくれるような大きな流れや地域活性化を生み出すなど、今回の公園整備の事業費が30メートルの延伸のためだけの整備費で終わってほしくないという願いも含めて、反対させていただきます。

2点目は、職員数についてです。

職員数が年々減少している中で、来年度も減少しています。

新型コロナウイルス感染症による対応及びワクチン接種の対応や、台風等

災害時の対応、昨年の熊出没時の対応など、予定外、時間外での対応の多さに、一人一人の職員の方の負担が増えているのではと危惧しています。

人口が減ったからといって仕事が減るわけではなく、むしろ、行政が担う役割は増すばかりです。

職員数が減少している要因が意図的でなく、結果的であるならば、早急に原因を分析し、採用条件や働く環境を見直して、増員の対策を講じていただきたいと思います。

以上のことから、本案について反対いたします。

議 長 次に、原案に賛成者の発言、各許します。ある方はどうぞ。

10番、遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 議席番号10番、遠藤和秀。

令和4年度一般会計当初予算、賛成の立場で討論します。

本年もいまだコロナ禍の収束が見えない中、歳入では町税に僅かですが増収が見られる。歳出抑制を図りながら、財源配分の工夫により、「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」を実現する予算編成となっております。

特に、定住対策事業で東山北1000まちづくり計画に基づくみずかみテラスが8月に完成する予定であり、また、（仮称）山北スマートインター供用開始が延長するという予定ですが、前向きに捉え、将来像について取組を進めていく予算を計上しています。

さらに、役場の課の見直しにより、将来を担う子どもたちの可能性を広げるため、幼児教育から中学卒業までの切れ目のない一貫教育・保育を進めるために子ども教育課と、防災対策の充実のため地域防災課を新設し、重点施策に取り組む明るく希望の持てる予算編成となっていることを評価し、原案どおり当初予算に賛成いたします。

議 長 ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

討論がないようなので、以上で討論を終わりにし、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第23号について採決をいたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって議案第23号は、原案どおり可決されました。
続いて、日程第5、議案第24号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別
会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第24号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第24号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第6、議案第25号 令和4年度山北町後期高齢者医療特別会
計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第25号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第25号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第7、議案第26号 令和4年度山北町下水道事業特別会計予
算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第26号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第26号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第8、議案第27号 令和4年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第27号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第27号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第9、議案第28号 令和4年度山北町山北財産区特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第28号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第28号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第10、議案第29号 令和4年度山北町共和財産区特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第29号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第29号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第11、議案第30号 令和4年度山北町三保財産区特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第30号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第30号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第12、議案第31号 令和4年度山北町介護保険事業特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第31号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第31号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第13、議案第32号 令和4年度山北町商品券特別会計予算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第32号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第32号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第14、議案第33号 令和4年度山北町水道事業会計予算について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第33号について討論のある方はどうぞ。
討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第33号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第15、議案第36号 山北町副町長の選任についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、山崎副町長の一身上に関する案件でございますので、山崎副町長の退席をお願いいたします。

(副町長退席)

議長 それでは、提案者の説明を求めます。
町長。

町長 議案第36号 山北町副町長の選任について。
次の者を山北町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月4日提出、山北町長、湯川裕司。

氏名、山崎佐俊。住所、山北町神縄307番地イ号。生年月日、昭和28年8月1日。任期、令和4年4月1日～令和8年3月31日。

提案理由でございますが、現山北町副町長の山崎佐俊氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となります。引き続き同氏を選任したいので、提案するものです。

詳細については、担当課のほうで御説明いたします。

議 長

総務防災課長。

総務防災課長

では、1枚おめくりください。

略歴ということで記載させていただいてます。

最終学歴が日本大学法学部政治・経済学科卒業、経歴といたしましては、昭和52年4月に山北町役場に入庁、その後、教育部生涯学習課長、企画財政課長、参事兼企画財政課長をやりまして、平成26年4月に副町長に選任されて現在に至っております。

説明は以上です。

議

長

説明が終わりましたので、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議ないので、議案第36号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議

長

挙手全員。よって議案第36号は、原案どおり同意することに決定をいたしました。

それでは、山崎副町長、着席をお願いいたします。

続いて、日程第16、議案第37号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町

長

議案第37号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を山北町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月4日提出、山北町長、湯川裕司。

氏名、大野博世。住所、山北町皆瀬川934番地。生年月日、昭和25年7月28日。任期、令和4年4月1日～令和7年3月31日。

提案理由でございます。現山北町固定資産評価審査委員会委員の大野博世

氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となります。引き続き委員に選任したいので提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、1枚おめくりください。

大野氏の経歴のほうを書かせていただいております。

昭和48年4月、山北町役場に入庁。その後、税務関係の仕事等も行いまして就きまして、平成16年には企画課長。その後、環境防災課長、生活環境課長を務めまして、平成20年、役場を退職。その後、平成25年に税務関係の知見があるということで、現山北町固定資産評価審査委員会の委員に就いていただいております。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第37号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第37号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第37号は、原案どおり同意することに決定をいたしました。

日程第17、議案第38号 山北町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第38号 山北町教育委員会委員の任命について。

次の者を、山北町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、今村敏雄。住所、山北町山北1593番地1。生年月日、昭和50年2月13日。任期、令和4年4月1日～令和8年3月31日。

提案理由でございますが、現山北町教育委員会委員の今村敏雄氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となります。引き続き同氏を任命したいので提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

学校教育課長。

学 校 教 育 課 長

それでは、説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

公務員歴といたしましては、平成30年4月、山北町教育委員会委員に任命をされまして現在に至っております。1期目でございます。

同氏は、川村小学校の児童及びこども園の園児の保護者でもございます。

以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第38号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議ないので、議案第38号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議

長

挙手全員。よって議案第38号は、原案どおり同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を10時30分といたします。

(午前10時16分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

それでは続いて、日程第18、発議第1号 山北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1 番 瀬 戸 発議第1号 山北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月4日提出。山北町議会議員、瀬戸恵津子。山北町議会議員、山崎政司。山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、府川輝夫。山北町議会議員、富田陽子。山北町議会議員、石田照子。

提案理由につきましては、山北町課設置条例の一部改正等に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものです。

詳細は、事務局から説明いたします。

議 長 議会事務局長。

議会事務局長 それでは、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町議会委員会条例の一部を改正する条例。

山北町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

改正の経緯といたしましては、町の機構改革による課の名称変更に伴い、常任委員会の所管課の名称を一部変更するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

第2条の総務環境常任委員会所管の企画政策課を企画総務課に、総務防災課を地域防災課に、福祉教育常任委員会所管の学校教育課をこども教育課に改めるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則。

この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で説明は終わります。

議 長 説明が終わりましたので、発議第1号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、発議第1号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願ひ

ます。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって発議第1号は、原案どおり可決されました。

日程第19、発議第2号 山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号10番、遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 発議第2号 山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月4日提出。山北町議会議員、遠藤和秀。山北町議会議員、瀬戸恵津子。山北町議会議員、山崎政司。山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、熊澤友子。山北町議会議員、鈴木登志子。山北町議会議員、瀬戸顯弘。山北町議会議員、瀬戸伸二。山北町議会議員、府川輝夫。山北町議会議員、石田照子。

提案理由。地方を取り巻く厳しい社会経済状況や本町の人口動向などを踏まえ、さらに町民に寄り添う議会を目指し、議会議員の定数を削減するものです。

詳細は、事務局より説明いたします。

議長 議会事務局長。

議会事務局長 それでは、御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

山北町議会議員の定数を定める条例の一部を、次のように改正する。

改正の経緯といたしましては、山北町議会のあり方検討委員会における中間報告に基づき、賛成議員から議員定数を改正する発議がなされたものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

山北町議会議員の定数が14人であったものを12人に改めるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則。この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、発議第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8番 清水 8番、清水でございます。

質問をいたします。

14名から12名に減員をするということで、この12名の根拠について、なぜ12名なのかということについて説明をお願いいたします。

議長 10番、遠藤和秀議員。

10番 遠藤 あり方検討委員会において、これまで10回以上の協議をしてきた内容を再確認し、採決した結果、議員1人増員が1名、現状維持が2名、削減が9名。また、削減する場合の人数については、2人削減が7名、4人削減が2名。よって、あり方検討委員会としては、議員定数を2名削減することに決定しました。

採決には、議長と委員長は加わっておりません。

議長 質疑はございますか。

清水明議員。

8番 清水 8番、清水でございます。

もう一度質問ですが、定数を削減すると、新しく立候補しようという人にとっては、ハードルが上がることになります。あり方検討委員会でも、成り手不足について論議を重ねて、何とか増やしていきたいということで議論を進めてきましたが、そのことと、これは逆に動いてしまうのではないかとこのうふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長 10番、遠藤和秀議員。

10番 遠藤 成り手不足の問題は、避けて通れない重要な問題だと感じています。今後の課題として、次世代小委員会を中心に、全員で協議を重ねて進めていきたいと思います。

議長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を行います。

まず、原案に対する反対討論のある方はどうぞ。

8 番、清水明議員。

8 番 清 水

8 番、清水明でございます。

私は、原案に反対の立場から討論に参加をします。

議員の定数につきましては、平成23年の地方自治法改正により、各町村議会が定数を条例で定めるということになりました。議員が定数を決めるということで、お手盛りになっちゃうんじゃないかというふうな声もあるところ です。

この30年間、全国的な状況として、定数削減の声が大勢を占めている流れが続いています。様々理由がありますが、その原因の大きなものは、二元代表民主制の意味を正當に理解していない私たち町民の意識にあると考えられます。

長らく、これは明治からですが、中央集権と結びついた強い首長の前で、議会は脇役的な存在であり、役に立っていない、あってもなくてもいい存在だというマイナスイメージがつくられてきてしまいました。

しかし、人口は減少するということについても、減ってるから議会、議員の仕事が比例して減っていくということではありません。むしろ、地方分権の進行により、地方自治体のやるべきことは増えていきます。二元代表制の片方である議会の役割も当然ながら増えていきます。

議会の不要論は、私たちの活動が見えないということから生じるもので、その解消のため、議会の見せる化、見える化の活動を私たちは進めてきました。

その活動の本格的な評価を、私たちはまだ受けていません。評価を受けて、その後改めて議員の働き方、定数について考えていきたいというふうを考えます。

議会のあり方検討委員会は、山北町議会の適切な定数について議論を進めてきましたが、山北町議会にとって適切な人数を考えようということから出発をしまして、議論は減数、減らすということに変わってまいりました。ただ、なぜ2名減なのかということについてのこと、それから、山北町にとっ

て現在、議員の定数何名が適切なのかということについての明確な答えは、まだあり方検討委員会にも出ていないというふうに考えております。そういう中で、議員から削減を提起するということは、今後の活動を考えると自らの手足を縛ることになります。マイナス以外の何者でもありません。

以上の観点から、私は定数を減らすのではなく、むしろ増やすべきだというふうに考え、原案に反対をいたします。

議長 続いて、原案に対する賛成者の発言を求めます。

3 番、和田成功議員。

3 番 和田 3 番、和田成功です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

民主主義、住民自治の根幹である議会がしっかりと機能すること、そして広く民意を反映させることは、町民の権利であり、その権利が最大限発揮できる議会の体制をつくり上げていくことが重要であります。

議員定数について議会が自ら身を切り、変革をしていく姿勢を示すこと、また、それ以上に議員一人一人がより多くのより多様な町民意見を集約し、その統合に努めることで、議会の弱体化は阻止することができ、議会変革に努めていくことなどの取組こそが、町民の負託に応えるものであり、議会自らが率先して痛みを堪え、定数削減を実行することの意義は大きいものであると考えます。

最後に、議員定数については、今後も町民の方々の御意見や人口などの山北町を取り巻く様々な社会状況の変化、財政状況の推移など、議会としてしっかりと把握しつつ、議会のあり方も含めた検討を継続していくことも重要であると考えます。

以上のことを付け加えさせていただき、議員各位におかれましては、未来の山北町の方角性をしっかりと選択していただき、新たな時代の真に町民のために開かれた議会になるために、今回の議員定数 2 人削減であるとの観点を御理解いただき、賢明な御判断をいただきますようお願いいたしまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

以上。

議長 次に、原案に対する反対者の討論を求めます。

反対の討論のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口恵一、反対討論を行います。

提案理由にある「町民に寄り添う議会を目指し」ということと、「定数削減」というのは真逆の行為であると考えてる。定数削減は、議会の弱体化を意味し、民意反映を弱めることにほかならないと考える。

I T、I C T、I o Tなど情報化ロボット化が進む現代、ソフトとハードを考えた場合、ますますソフトが重要になっている時代である。

議会は、町的意思決定機関であり、ソフトの頂点になるわけである。しっかりとした情報収集と議論が必要であり、課題の多い当町においては、議論ができる議員の充実が必要なことと考える。

また、国及び当町において、人口減少傾向はあるものの、国の一般会計予算は10年連続で過去最大を更新しており、山北町の予算規模においても近年大きくなり続けている。議会費の予算を増やしてもおかしくない状況で、この状況で定数削減することは、町的意思決定の議論を軽く考えているということになり、逆行していると思うので、原案には反対である。

次に、山北町の面積が極端に広いという特殊事情で、議論をすべき課題が山積みになっている状況では、議員定数の削減をするべきではないと考え反対である。山北町の面積は広く、小田原市の2倍、南足柄市の3倍あり、近隣町と比べても何倍も広い。当然関係道路も長く、課題も多い。しかも、山北町は大きく分けて清水・三保地区エリアと山北岸・向原地区エリアの二つに生活圏が分かれており、交通、買物、病院など町二つ分の話が発生するわけである。例えば、清水橋からで考えると大型スーパーが小山町は5キロのところに、山北町的大型スーパーは通行8.5キロで、3.5キロも小山町のほうが近い。救急病院においては、小山町のほうが10.5キロメートルで、山北町のほうは12.8キロで、やはり2.3キロも小山町のほうが近い。少し先に御殿場に行けば、さらに充実したところが多々ある状況である。他の市町村と違って生活エリアが二つあるわけで、内容にもよるが2町分の議論があっても

不思議ではない。

よって、山北岸・向原エリアに12人、三保・清水エリアに2人の現状は、近隣町と同等の議論をするためには、最低限必要と考えるので、原案には反対である。

以上。

議長 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 発議第2号 山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

議席番号1番、瀬戸恵津子でございます。

本町の総人口は、令和4年2月1日現在で9,773人であり、少子高齢化がさらに進み、高齢化率は40%超えとなり、次の時代を担う働き手と若い女性の人数も減っている現状があります。

前回行われた議員定数の削減は、16年前の平成18年に18人から14人に変更しました。当時の人口は1万3,054人でありました。

しかし、どんなに人口が減少しても、議員の定数を維持または増員することは、これは大変理想的なことでございます。

しかし、高齢化による医療費の増額や、公共インフラの維持管理費の増大、災害への備え、教育・子育ての支援等への財源の充実については、我が町の将来像を描くとき、非常に厳しい現実があります。定数は人口や財政により判断するものではなく、社会情勢等相対的に判断するものということは、理解しております。

1人の首長がこうしたいという思いだけで、我が町の将来像を決められるはずはなく、議会の議事により議論し、多数により決定し、町政を監視するという機能を実践し、町民の多様な民意を酌み取り、代弁していくことこそ、議員の使命であります。このことは議員定数14人が12人になっても実践していかなければなりません。持続可能なまちづくりに自ら取り組むためには、何をしなければならないのか、この2年半の議会のあり方検討委員会そのものに甲斐があったと思います。

議会の見える化、見せる化、議員の資質向上、議会活動・委員会活動の活

性化、この3点を推進していくことにより、町民福祉の向上、持続可能なまちづくりに寄与することは、定数を12人に改正しても可能であります。

よって、私は発議第2号に賛成といたします。

以上でございます。

議長 続いて、原案に対する反対者の発言のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 12番、富田陽子です。

発議第2号について、反対の立場から討論させていただきます。

まず、この提案理由にあります地方を取り巻く厳しい社会経済状況や本町の人口動向を踏まえ、さらに町民に寄り添う議会を目指し、定数を削減するものとありますが、議員が自ら人数を減らして、果たして町民に寄り添う議会になるのでしょうか。

神奈川県議会でも人口が減っている県西地域においては、議員数は減り続けている状況がありますが、果たして議員数が減り、私たち県西の有権者の声は県に届いているのでしょうか。やはり、議員が減るということは、多様な民意の吸収ができなくなるのではないのでしょうか。

従来からの町の課題である少子高齢化、人口減少、生産年齢人口減少に伴う町税の減収、放置されていく山林や畑、鳥獣被害など解決されない状況に加え、新たに新型コロナウイルス感染症、毎年の想定外の大雨、それに伴う激甚災害など課題は増えていく一方で、予算規模も年々増加しています。温暖化、戦争などによる影響や問題も今後起こってくるのではないのでしょうか。

人口が減ったとしても広大な面積に変わりはなく、自治会等の住民自治の機能も低下するなど、減った故の問題は増え、行政の役割は増える一方です。にもかかわらず、職員数は年々減少しています。この今の現状に対し、十分に町民の声を聞き、届け、反映できているのでしょうか。チェック機能は十分なのでしょうか。

もし、町民から定数を減らせという理由がもう十分私たちの声が届いているから減らしてもいいんだという意見を反映しての削減であれば納得がいきますが、町民への一昨年のアンケートの結果を見れば、定数削減の前に我々がやるべきことはたくさんあるはずです。

議員が議員を選ぶことはできません。したがって、定数を減らして、少数精鋭を目指すならば、選挙のたびにどんなメンバーになっても議会力が衰えることがないような体制づくりが最優先ではないでしょうか。

以上により、本案に対し反対いたします。

議長 次に、原案に賛成者の賛成討論のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田照子でございます。

私は、発議第2号 山北町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

議員定数を考える上で一番考慮しなければならないことは、議会力の低下を招かないかということです。当議会はここ数年議会改革に力を注ぎ、研修を重ねるとともに、町民との対話の機会を増やし、今までとは違った議会の形を模索してきました。

議会力の低下を招く要因は、そこに携わる人の問題が大きく影響し、たとえ定数を増やしたとしても、やる気や危機感がなければ議会力の低下は避けられないのではないかと。要するに、議会力が低下するか向上するかは数の問題ではなく、そこに関わる人間の問題であるということです。

私たちは町民の幸せを願って、福祉の向上を図るべく活動しています。その基本を忘れることなく、町民の負託に応えることが、私たちに、そして議会に課せられた責務ではないかと思い、近年の社会情勢、町の状況、町民から丸聞こえる声等総合的に判断し、議員定数削減を決断するときが来ていると思い、条例改正に賛成いたします。

議長 ほかに討論のある方はどうぞ。

7 番、瀬戸伸二議員。

瀬戸伸二議員、賛成か反対の立場で。すみません。瀬戸伸二議員、ごめんなさい。先に賛成討論ということですので、ほかに反対の方、反対討論のある方、ここで求めます。どうぞ。

はい、なければ、瀬戸伸二議員、賛成討論をどうぞ。

7 番 瀬 戸 7 番、瀬戸伸二です。

私は、本条例に賛成の立場で討論いたします。

今日デジタル化の推進等により社会環境の変化が著しい。面積の広い山北町においても、情報のスピードは速くなっている。社会環境が変化する中、議員定数を考えたとき、削減しても議会は成り立つと考える。

議員必携によると、「議員は住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して町や村としての意思を形成する任務を有する」とある。

議員定数について、町民から意見聴取を行うと、多くの町民は定数を減らしたほうがよいと回答する。町民の声を尊重する上で、定数の削減はやむを得ないと考える。

今後、デジタル化を活用した議会運営を行うことで、議員削減による議員活動の低下を補い、また、住民の意思を考慮した上で、2名削減に賛成します。

以上です。

議長 ほかに、討論のある方はどうぞ。

ないようですので、以上で討論を終わりにし、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、発議第2号について採決をいたします。

原案に賛成者は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数、よって発議第2号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第20、南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

内容については、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

事務局長 それでは、南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙について御説明申し上げます。

本選挙につきましては、南足柄市山北町開成町一部事務組合長から令和3年11月1日付で組合議会議員が、明和4年5月29日で任期満了となるため、組合同規約第5条の規定により選挙を行い、組合議会議員の選出するこ

との依頼がありました。このため、山北町選出の組合議会議員の3名の選挙を行うものでございます。

任期は、令和4年5月30日から令和8年5月29日までとなります。なお、本件は先例に倣い、湯坂、平山、谷ヶ自治会から推薦候補者を選出させていただいてございます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙について。

南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の任期が令和4年5月29日をもって満了となるため、同組合理約第5条第2項の規定により、次のとおり選挙する。

1、組合議会議員、3人

2、任期、令和4年5月30日から令和8年5月29日

山北町選出の組合議会議員の推薦候補者。氏名・住所・生年月日・職業の順に読み上げさせていただきます。

瀬戸宏、山北町岸3053番地、昭和30年2月11日、サービス業。

尾崎武、山北町谷ヶ324番地、昭和30年10月14日、会社員。

磯崎政雄、山北町平山215番地、昭和23年10月15日、農業。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条、第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選挙の方法は指名推選で行うことと決定をしました。

お諮りします。

氏名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議長が指名することに決定しました。

南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員に瀬戸宏さん、尾崎武さん、磯崎政雄さんの3名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した３名の方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員には、瀬戸宏さん、尾崎武さん、磯崎政雄さんの３名が当選人に決定をいたしました。

続いて、日程第21、報告第１号 令和４年度山北町土地開発公社事業計画及び予算についてを議題といたします。

報告願います。

町長。

町長 報告第１号 令和４年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について、令和４年度山北町土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の３、第２項の規定により別添のとおり提出する。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 それでは、報告第１号、令和４年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について御説明をさせていただきます。

なお、これから御説明いたします事業計画及び予算につきましては、先月14日に開催した山北町土地開発公社理事会において承認されたものでございます。

それでは、１ページをお願いいたします。

まず、令和４年度山北町土地開発公社事業計画でございますが、初めに１点目といたしまして、公社単独事業としてつぶらの事業用地をはじめとする開発中土地について、利活用の調査研究及び用地の管理に努めます。

次に、２点目といたしまして、資産活用事業として、国債等の効率的な運用に努めます。

次に、３点目といたしまして、町が策定した「山北町土地開発公社経営健全化方針」に基づきまして、借入金の縮減等を推進し、公社の経営改善を図ります。

令和4年度につきましては、この3点を重点的に進めてまいります。

次に、2ページをお願いいたします。

令和4年度山北町土地開発公社予算でございます。

総則第1条、令和4年度山北町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございますが、第1款事業収益は、2,271万2,000円でございます。これにつきましては、第1項土地造成事業収益、240万円、これは平山地区工業用地の株式会社ファミリーマートからの土地賃料でございます。

第2項附帯等事業収益、1,973万3,000円。これにつきましては、平山地区工業用地の株式会社ネオテックからの土地賃料と高松山事業用地、つぶらの事業用地の線下補償料などでございます。

第3項補助金等収益、57万9,000円。これにつきましては、公有用地に係る町からの利子補給金でございます。

第2款事業外収益103万3,000円、これにつきましては、第1項普通預金等の受取利息、1,000円、第2項有価証券利息、103万2,000円。これは、国債の利息でございます。収入合計は、2,374万5,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款第1項販売費及び一般管理費、327万8,000円。これの内訳の主なものといたしましては、委託料として決算書作成委託業務等、使用料及び賃借料として車両のリース代、公租公課として固定資産税などでございます。

第2款事業外費用、第1項支払利息58万円、これにつきましては、公有用地3か所の借入金利息の支出でございます。

第3款第1項予備費につきましては、1,988万7,000円でございます。

そして、収入合計は2,374万5,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに収入でございますが、第1款資本的収入1億6,696万4,000円。これにつきましては、第1項の借入金1億4,711万4,000円で、公有用地などの借入金借換額でございます。

第2項事業未収金1,985万円、これにつきましては、公有用地に係る町からの未収金返済額でございます。収入合計につきましては、1億6,696万4,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出1億6,696万4,000円、これについては第1項土地造成事業費140万8,000円、こちらにつきましては、高松山事業用地、つぶらの事業用地等の管理に係る経費でございます。

第2項の借入金償還金1億6,555万6,000円、これにつきましては、公有用地の償還金でございます。支出合計は1億6,696万4,000円となります。

そして、借入金。第4条、借入金の限度額は1億4,711万5,000円と定めるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和3年度山北町土地開発公社予定損益計算書でございます。

Iの事業収益につきましては、土地造成事業収益から補助金等収益まで事業収益の合計につきましては2,771万8,475円でございます。

次に、IIの事業原価につきましては、土地造成事業原価289万3,953円で、事業総利益につきましては、2,482万4,522円でございます。

次に、IIIの販売費及び一般管理費につきましては306万7,388円で、事業利益につきましては、2,175万7,134円でございます。

次に、IVの事業外収益については、受取利息と国債の有価証券利息で、事業外収益の合計は103万3,605円でございます。

次に、Vの事業外費用につきましては、支払利息といたしまして51万3,010円で、経常利益といたしましては2,227万7,729円でございます。

次に、VIの特別損失につきましては、寄附金として7,305万4,602円で、これは満期となりました1億円の国債を現金化いたしまして、平山工業団地の借入金の返済に充て、残金を出資者である町へ利益還元として寄附したものでございます。

そして、当期純損失については5,077万6,873円でございます。

次に、5 ページをお願いいたします。

令和3年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますけれども、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益まで流動資産の合計は3億6,139万4,514円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として投資有価証券から長期事業未収金まで投資その他の資産合計及び固定資産合計は2億8,660万7,277円で、資産合計といたしましては6億4,800万1,791円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金と前受収益で流動負債の合計は1億6,590万9,510円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預り保証金として120万円で、負債合計は1億6,710万9,510円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産といたしまして100万円でございます。

次に、Ⅲの準備金につきましては、前期繰越準備金5億3,066万9,154円で、当期純損失は5,077万6,873円でございます。

準備金の合計といたしまして4億7,989万2,281円となり、資本合計として先ほどの資本金100万円を加えまして4億8,089万2,281円となり、負債資本合計といたしましては、6億4,800万1,791円でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

令和4年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益まで流動資産の合計は3億8,246万1,148円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として投資有価証券から長期事業未収金まで投資その他の資産の合計及び固定資産合計は2億6,699万7円で、資産合計といたしましては6億4,945万1,155円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金と前受収益で、流動負債合計は1億4,746万8,510円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預り保証金として120万円で、負債合計

は1億4,866万8,510円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金4億7,989万2,281円で、当期純利益は1,989万364円でございます。

準備金の合計といたしまして4億9,978万2,645円となり、資本合計として先ほどの資本金100万円を加えまして5億78万2,645円となり、負債資本の合計といたしましては6億4,945万1,155円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 報告が終わりましたので、報告第1号については、報告ではございますが、質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 令和4年度山北町土地開発公社事業計画の1にありますつぶらの事業用地のことなんですけども、昨年住民に対して説明会や意見交換がこの開発用地に対してありましたけれども、その後何も説明や報告がないんですけれども、その後の進捗状況というのはどういったものになってるんでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 つぶらの事業用地のグランピングの関係だと思うんですけれども、説明会の後、地元というか嵐自治会のほうで、ちょっと非常に、自分たちの水源の上流にグランピング事業をやるということで、自分たちの使ってる地区水道の水源があるんですけれども、そこが汚染されるんじゃないかということをご心配されておまして、現在地元から了解が得られていない状況でございますので、議会のほうにも説明していないような状況でございます。

これにつきましては、今月の末に事業者の方を役場のほうにちょっと来ていただいて、今後どういうふうに進めていくのかということをご調整をさせていただくような予定になってございます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 それでは、その調整の結果みたいなものは、今後住民に何か報告みたいなものをする予定はありますか。今後はその協議の結果等を報告する予定とかはございますか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 そうですね、当初地元のほうに説明会というような形で開いて説明をしてございますので、協議の結果をこれから予定どおり進めていくのか、あるいは断念するのか、そういうこともちょっと含めて協議を進めていきますので、結果については地元のほうにどういう形になるか分かりませんが、町としても報告しなくてはならないというふうに認識してございますので、報告をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方は、どうぞ。

質疑が終わりましたので、報告第1号については、これで終了といたします。

日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合には、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第23、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

以上をもちまして、全日程を終了しましたので、令和4年第1回山北町議会定例会を閉会といたします。

（午後11時24分）